

2013年2月14日
(平成25年)

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

住民基本台帳に関する事及び印鑑登録に関する事に係る
コンピュータ処理について(答申)

2013年1月31日付けで諮問(第538号)された住民基本台帳に関する事及び印鑑登録に関する事に係るコンピュータ処理について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例(平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。)第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たりコンピュータ処理を行う必要性は、次のとおりである。

(1) 諮問に至る経過

本市では、平成23年2月にコンビニ証明交付事業(全国のセブン-イレブンにおいて、住民票の写し、印鑑登録証明書を交付)を開始するにあたり、コンピュータ処理について2010年11月30日に本審議会に諮問(第456号)し、2010年12月9日付けの答申(第456号)により承認をされている。

その後、平成24年7月に住民基本台帳法の一部が改正され、外国人住民についても日本人と同様、住民票が作成されることになったことにより、コンビニでの証明交付に係る個人情報の項目が増えたこと、二次施行(平成25年7月7日施行、8日実施日)により、外国人住民も住民基本台帳カードを

持てることになり、同カードを使用し印鑑登録証明書がコンビニにおいて取得できるようになること、また、今春から他のコンビニ事業者がコンビニ証明交付事業に新規参入する意向を示しているとの情報が(財)地方自治情報センターから伝えられ、対象となるコンビニ事業者が増える予定であることなどから、前回の諮問内容に変更が生じたため、コンピュータを使用して伝送を行うことに対し、改めて藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

(2) 前回の諮問以降の変更点(追加)

ア 住民基本台帳法一部改正(平成24年7月9日施行)及び二次施行(平成25年7月7日施行、8日実施日)に伴う外国人住民に係る次の事項の取り扱い個人情報の追加(アンダーラインの項目)

(ア) 住民票の写し

氏名・生年月日・性別・住民となった年月日・続柄・世帯主名・住所・住所を定めた日・前住所・国籍又は地域・筆頭者・転出予定地・転出確定地・住民基本台帳法第30条の45に規定する区分(在留資格・在留期間等・在留期間の満了日)・在留カード等の番号・カナ表記名・通称名

(イ) 印鑑登録証明書

印影・住所・氏名・生年月日・カナ表記名・通称名

イ 新規参入予定コンビニ事業者

(ア) 参入予定事業者名

ローソン・ファミリーマート・サークルKサンクス

(イ) 参入時期

今春以降(詳しい時期は、まだ明かされていない。)

(ウ) 取扱い店舗数

セブン-イレブン 14,807 店舗、ローソン 10,457 店舗、ファミリーマート 9,258 店舗、サークルKサンクス 6,316 店舗、合計 40,838 店舗(平成24年12月末、ローソンは同年2月末)

(3) コンピュータ処理の必要性

平成22年12月9日付けの答申第456号により、当該事業のコンピュータ処理の必要性については本審議会の承認を得ているが、新たに追加となる対象個人情報及びコンビニ証明交付事業への新規参入事業者についても、同様に当該コンビニに設置してある機器と(財)地方自治情報センターを中継して、コンピュータを利用して個人情報を送信することになるため、コンピュータ処理が必要となるものである。

(4) コンビニでの証明書取得方法

市民がコンビニに設置してある端末を利用して証明書を取得する方法は、

当該端末に住民基本台帳カード(暗証番号を登録する必要有り)をかざし、本市の証明交付サーバに接続した後、カードを取り外し(カード取り忘れの防止)、表示された証明書選択画面にタッチする方法により、暗証番号、交付種別(住民票の写しの場合)、世帯選択(住民票の写しの場合)、証明書記載項目選択(住民票の写しの場合)、部数を入力し、内容を確認した上で、証明書イメージダウンロード、手数料支払い(端末機横の投入口に投入)、印刷、取り忘れ注意のアナウンス、領収書印刷という順序になる。(コンビニの従業員は一切介さず、本人の責任において行われる。)

(5) システムの機器構成

コンビニ証明交付システム

(6) 安全対策

ア 通信の安全対策

証明発行をする際の証明書のデータについては、PDF化されたものを本市から(財)地方自治情報センターの間はL G W A N (総合行政ネットワーク)回線を、(財)地方自治情報センターとコンビニに設置してある端末の間は専用回線を使用して送信し、それぞれの回線は暗号化等のセキュリティ対策が講じられており、安全性が確保されている。

イ (財)地方自治情報センターの安全対策

(ア) 行政サービス専用のルータを設置し、他のルータからの接続を禁止する。

(イ) 外部接続用ファイアウォールを設置し、IPアドレス及びプロトコルレベルで通信を制限することによって、不正なアクセスを受けない事業者及び店舗の通信のみを許可する。

(ウ) 毎年セキュリティ診断を実施する。

ウ 証明書データの不保持

(財)地方自治情報センターのシステム及び当該端末に送信されたPDFデータは、証明書が印刷された後又は印刷されなかったとしても、初期画面に戻った時点で、消去されるプログラムが起動し消去されるため、当該データは残らない。(財)地方自治情報センターに確認済み。)

エ 偽造・改ざん防止

証明書はA4普通紙に印刷するため、証明書データの両面に偽造・改ざん防止処置を施している。

オ 取り忘れ防止策

当該端末の画面・音声により、住民基本台帳カード及び証明書の取り忘れ防止対策を施している。

カ 日常的な安全対策

「藤沢市コンピュータシステム管理運営規程」を遵守する。

以上のように、セキュリティーレベルは極めて高く、外部からの侵入による情報漏洩などの脅威から個人情報を守り保護する上で必要な対策は十分に講じられていると考えている。加えて、証明書の偽造・改ざん防止対策や取り忘れの防止策など、万が一のケースへの対策も講じているところである。新規参入事業者についても、同様のクオリティーが確保される。

(7) 実施時期

住民票の写しについては、平成24年7月9日

印鑑登録証明書については、平成25年7月8日

新規参入事業者については、今春

(8) 提出資料

ア コンビニ証明交付システム概要図

イ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論のとおり判断をすることとするものである。

住民票の写しの交付については、平成24年7月に住民基本台帳法の一部が改正され、外国人住民についても日本人と同様、住民票が作成されることになった時点で、条例第18条のコンピュータ処理により当審議会の意見を聴くべきであった。

(1) コンピュータ処理を行う必要性について

実施機関によると、平成22年12月9日付けの答申第456号により、当該事業のコンピュータ処理の必要性については本審議会の承認を得ているが、新たに追加となる対象個人情報及びコンビニ証明交付事業への新規参入事業者についても、同様に当該コンビニに設置してある機器と(財)地方自治情報センターを中継して、コンピュータを利用して個人情報を送信することになるため、コンピュータ処理が必要になるとのことである。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理を行う必要性があると認められる。

(2) 安全対策について

実施機関では、次の安全対策を講じている。

ア 通信の安全対策

証明発行をする際の証明書のデータについては、PDF化されたものを本市から(財)地方自治情報センターの間はL G W A N (総合行政ネットワーク)回線を、(財)地方自治情報センターとコンビニに設置してある端末の間は専用回線を使用して送信し、それぞれの回線は暗号化等のセキュリティー対策が講じられており、安全性が確保されている。

イ (財)地方自治情報センターの安全対策

- (ア) 行政サービス専用のルータを設置し、他のルータからの接続を禁止する。
- (イ) 外部接続用ファイアウォールを設置し、IPアドレス及びプロトコルレベルで通信を制限することによって、不正なアクセスを受けない事業者及び店舗の通信のみを許可する。
- (ウ) 毎年セキュリティ診断を実施する。

ウ 証明書データの不保持

(財)地方自治情報センターのシステム及び当該端末に送信されたPDFデータは、証明書が印刷された後又は印刷されなかったとしても、初期画面に戻った時点で、消去されるプログラムが起動し消去されるため、当該データは残らない。(財)地方自治情報センターに確認済み。)

エ 偽造・改ざん防止

証明書はA4普通紙に印刷するため、証明書データの両面に偽造・改ざん防止処置を施している。

オ 取り忘れ防止策

当該端末の画面・音声により、住民基本台帳カード及び証明書の取り忘れ防止対策を施している。

カ 日常的な安全対策

「藤沢市コンピュータシステム管理運営規程」を遵守する。

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が施されていると認められる。

以上に述べたところにより、コンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

以 上